

マイナンバーカードと後期高齢者医療被保険者証の一体化について

1. 新しい後期高齢者医療（75歳以上の方）の被保険者証について

7月に、有効期間が1年間の保険証を発行します。

新しい保険証は、令和7年7月31日までお使いいただけます。

2. 紙の保険証の発行終了について

○令和6年12月2日以降、紙の保険証の発行は終了します。

○令和6年12月2日以降に、後期高齢者医療に加入された方、負担割合の変更や転居をされた方で、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」（名刺サイズ、紙製）を発行します。

医療機関や薬局の窓口で提示することで、これまでの保険証と同じように受診できます。

3. 保険証に同封する「加入者情報のお知らせ」について

7月にお送りする保険証に、「加入者情報のお知らせ（マイナンバーの下4桁）」が同封されます。

目的は、後期高齢者医療の保険者が把握している加入者情報を皆様にお知らせし、皆さんが安心してマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけるようにするためです。

令和6年12月2日から マイナンバーカードと健康保険証が 一体化されます

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、**紙の保険証の交付は終了となります。**

→ 紙の保険証の取扱いは次のページをご覧ください

- 医療機関や薬局の窓口では、**マイナ保険証**をぜひご利用ください。

マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関や薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

※ 初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

◆ マイナ保険証の利用方法

- ① 医療機関や薬局の受付で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを、備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ カードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナ保険証を使うメリット

1. 医療費を20円節約できる

マイナ保険証を使うと、紙の保険証よりも皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

2. より良い医療を受けることができる

医療機関や薬局で過去のお薬情報や健康診断の結果を共有できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

3. 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証(3割負担)や限度額適用・標準負担額減額認定証(1割負担)がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※ このほかにも、マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報が閲覧できたり、確定申告の医療費控除手続きで医療費通知情報の自動入力ができるようになるなどのメリットがあります。



紙の保険証はどうなるの？

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、令和6年12月2日から、紙の保険証の交付はいたしません。
- 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な紙の保険証は、12月2日以降も保険証の有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項(資格情報)に変更があった場合は使えなくなります。
- 今回お送りする保険証は、有効期限が令和7年7月31日ですので、保険証の記載事項に変更がない場合は、最長で令和7年7月31日まで引き続き使うことができます。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号 01234567		令和 7年 7月31日
住 所 千代田区飯田橋三丁目5番1号		
氏 名	広 域 花 子	
生 年 月 日	昭和 5年12月30日	性 別 女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	
発 効 期 日	令和 2年 8月 1日	
交 付 年 月 日	令和 6年 8月 1日	
一部負担金の割合	1割	
保 険 者 番 号	39130001	
保 険 者 名	東京都後期高齢者医療広域連合	

◆ 記載事項が変更となる場合の例

(左図の赤下線の部分)

- ・お引越し(住所の変更)
- ・世帯構成の変更や所得の更正
(一部負担金の割合の変更)

紙の保険証に関するQ&A

Q1 ニュースなどでは令和6年12月2日から最長で1年間(令和7年12月1日まで)は使えると聞いていたのに、どうして令和7年7月31日までしか使えないの？

A1 後期高齢者医療制度では、毎年8月1日を基準として自己負担割合を判定しているため、毎年8月に自己負担割合が変更となる被保険者の方が多くいらっしゃいます。
今回交付する保険証の有効期限を令和7年12月1日としてしまうと、令和7年8月から自己負担割合が変更となる方の手元に、有効期間内にもかかわらず使えない保険証が残ってしまい、誤った資格情報で医療機関を受診してしまうおそれがあります。
そのため、保険証の有効期限を令和7年7月31日までとし、有効期間内に使えなくなる保険証が手元に残らないようにしています。

Q2 令和6年12月2日以降に記載事項の変更があって紙の保険証が使えなくなりました。新しい資格情報で医療機関などを受診するためにはどうすればいいの？

A2 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で最新の資格情報により受診することができます。新しい資格情報はマイナポータルで確認できるほか、今後「資格情報のお知らせ」(4ページ参照)という文書でお知らせする予定です。
マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関などを受診するための資格情報を記載した「資格確認書」を交付いたします(次のページをご覧ください)。

マイナ保険証を持っていない人は どうやって医療機関などを受診するの？

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証または有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、資格情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。医療機関や薬局の窓口で提示することで、これまでの保険証と同じように受診することができます。

※ 東京都の後期高齢者医療制度の資格確認書は、これまでの保険証と同様、カード型（材質は紙、色付き）とする予定です。

- マイナ保険証をお持ちでない方のうち、令和6年12月2日以降に以下に該当する方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

⇒ 令和6年12月2日以降、①新たに資格取得する方
②資格情報が変更になった方
③紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）

紙の保険証の有効期限が切れたとき（令和7年7月31日）にマイナ保険証をお持ちでない方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

「マイナ保険証をお持ちでない方」とは

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除した方（令和6年秋頃予定）
- ・マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方（カード本体の有効期限切れ含む）
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方

- マイナ保険証をお持ちの方であっても、以下に該当する方には、申請いただくことで、資格確認書を交付する予定です。

- ・マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方*

※ 上記のマイナ保険証での受診が困難である方は、申請により資格確認書が交付された場合、今後の有効期間の更新の際も申請いただくことなく資格確認書を交付する運用となる予定です。

※ マイナ保険証をお持ちの方で、資格確認書の交付を希望する方については、令和6年11月ごろから交付申請の受付を始める予定です。そのため、受付が始まるまでは資格確認書を交付することは出来ません。

受付を始めたときは、ホームページなどでお知らせいたします。

「資格情報のお知らせ」について

- 令和6年12月2日以降、**マイナ保険証をお持ちの以下の方**には、ご自身の資格情報を確認できる「**資格情報のお知らせ**」(A4サイズ)をお送りする予定です。

⇒ 令和6年12月2日以降、①新たに資格取得する方
②資格情報が変更になった方
③紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れ含む)

そのほかの認定証などの取扱いについて

- 限度額適用認定証^{※1}および限度額適用・標準負担額減額認定証^{※2}については、**令和6年12月2日以降、新規の交付は終了となります。**

- ・令和6年12月1日時点でお手元にある有効な証は、12月2日以降も有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、記載事項に変更があった場合は使えなくなります。
- ・マイナ保険証を利用することで、限度額を超える支払が免除されます。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方は、申請により[※]、**限度額の区分を記載した資格確認書**の交付を受けて提示することで、限度額を超える支払が免除されます。

※ 限度額適用認定証などが毎年7月に継続して更新されてきた方について、資格確認書の交付対象である場合は、申請いただくことなく限度額の区分を記載した資格確認書を交付する予定です。

※1・2 医療機関や薬局の窓口で保険証と一緒に提示することで、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※1は3割負担の方、※2は1割負担の方のうち決められた所得区分に該当する方が交付対象。

- 特定疾病療養受療証^{※3}については、令和6年12月2日以降も**引き続き交付され、引き続き使うことができます。**

- ・マイナ保険証を利用することで、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
- ・このほか、申請により、特定疾病区分を記載した資格確認書を交付することもできます。

※3 特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方が交付対象。申請により認定されると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円までとなります。また、特定疾病療養受療証には有効期限はございません。

お問合せ先

■ 東京都後期高齢者医療制度の保険証・資格確認書について

- ・広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 (平日 8:30~17:00)
- ・お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
(市区町村の担当窓口のお問合せ先は、同封の保険証の台紙に記載しています。)

■ マイナンバーカードに関するお問い合わせ

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30)



マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認ください。

マイナンバーカード 保険証利用

検索